

砂川市条例第12号
令和7年3月19日

砂川市立病院専用水道に係る水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

砂川市長 飯 澤 明 彦

(別 紙)

砂川市立病院専用水道に係る水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例

砂川市立病院専用水道に係る水道技術管理者の資格に関する条例（平成25年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（水道技術管理者の資格）

第2条 法第19条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。

- （1） 水道法施行令（昭和32年政令第336号。以下「令」という。）第5条第1項第1号、第3号又は第5号に規定する学校において、土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（学校教育法（昭和22年法律第26号）による専門職大学の前期課程（以下「専門職大学前期課程」という。）にあっては、修了した後）、同項第1号に規定する学校を卒業した者については1年6か月以上、同項第3号に規定する学校を卒業した者（専門職大学前期課程にあっては、修了した者）については2年6か月以上、同項第5号に規定する学校を卒業した者については3年6か月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- （2） 令第5条第1項第1号、第3号又は第5号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学若しくは薬学の課程又はこれらに相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）を修めて卒業した後（専門職大学前期課程にあっては、修了した後）、同項第1号に規定する学校を卒業した者については2年以上、同項第3号に規定する学校を卒業した者（専門職大学前期課程にあっては、修了した者）については3年以上、同項第5号に規定する学校を卒業した者については4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- （3） 5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- （4） 令第5条第1項第1号、第3号又は第5号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する課程並びにこれらに相当する課程以外の課程を修めて卒業した後（当該課程を修めて専門職大学前期課程を修了した場合を含む。）、同項第1号に規定する学校を卒業した者については2年6か月以上、同項第3号に規定する学校を卒業した者（専門職大学前期課程にあっては、修了した者）については3年6か月以上、同項第5号に規定する学校を卒業した者については4年6か月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- （5） 外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する課程又は前号に規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の学校を卒業した者（専門職大学前期課程にあっては、修了した者）ごとに規定する最低経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- （6） 国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者
- （7） 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。）であって、6か月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- （8） 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理

に係る一級の技術検定に合格した者であって、1年6か月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。